

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の一部改正に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する

条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市立こども発達支援センター条例（平成 2 7 年伊丹市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号オ中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同号カ中「第 5 条第 1 9 項」を「第 5 条第 2 0 項」に改める。

第 6 条中「カ」を「オ」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。